

牛久沼土地改良区の各種申請書の提出について

農地転用

【農地を転用する時、田を宅地等にする場合】

【公共事業等、道路改修、河川改修で農地が買収された時】

- *申請書は、正副2部提出して下さい。(地区担当理事印必須)
- *書類のめ切は、毎月25日となります。翌月の10日までに理事会が開かれ、申請許可が下りましたら、料金と引換に意見書を添付して、書類をお渡し致します。
- *地目が田の場合には、地区除外維持管理費が発生致します。(1㎡×50円)畑にはかかりません。
- *証明手数料は、1件につき 4条/3,000円 5条/4,000円
- *1000㎡以上の場合、開発協力費として1㎡×300円がかかります。

排水放流

【生活雑排水、合併浄化槽処理排水を土地改良施設である水路へ放流する時】

- *申請書は、正副2部提出して下さい。(地区担当理事印必須)
- *書類のめ切は、毎月25日となります。翌月の10日までに理事会が開かれ、申請許可が下りましたら、料金と引換に同意書を添付して、書類をお渡し致します。
- *証明手数料 1件 / 4,000円
- *申請場所 龍ヶ崎市 / 10,000円
河内町・利根町 / 50,000円 } 一般住宅のみ
- *店舗などの建築
一戸当り / 24,000円
1人槽当り / 1,500円×人数
1,000㎡を超えた場合、開発協力費・雨水処理の為1㎡×300円の金額がかかります。
アパートの場合は、一世帯当り10,000円(一般住宅扱い)

用排水路使用

【土地改良施設(農道・水路)を架橋(蓋板を含む)その他で使用する時】

- *申請書は、正副2部提出して下さい。(地区担当理事印必須)
- *書類のめ切は、毎月25日となります。翌月の10日までに理事会が開かれ、申請許可が下りましたら、料金と引換に同意書を添付して、書類をお渡し致します。
- *証明手数料 1件/4,000円
- *橋などを架ける場合は、4m/50,000円(標準)、それ以上の場合、1m/12,500円(追加)のお支払いになります。
- *出入口使用など、一時使用等の場合は、証明料のみとなります。

境界確認申請書

【水路と個人の土地、水路と田の境界を確認する時】

- *申請書は、正副2部提出して下さい。書類は随時受付致します。地区担当理事印は必要ありません。
- *申請後、境界立会の希望日時を調整し、当日現地集合で境界確認を行います。
現地境界が、市・県が絡む場合は、それぞれ申請、日程調整をお願い致します。
- *境界立会確認後、後日、料金と引換に同意書を添付して書類をお渡し致します。
- *証明手数料 1件/5,000円

※申請許可が下りてもこちらからはご連絡致しませんのでその都度お問い合わせ下さい。

※上記すべての申請につきましては、別途消費税がかかります。

地区除外維持管理費にはかかりません。

〒301-0005

茨城県龍ヶ崎市川原代町2640-1

牛久沼土地改良区

TEL 0297-62-0536

FAX 0297-62-9547